

「町田市土砂等による土地の埋立て等  
の規制に関する条例の改正（案）」  
パブリックコメント実施結果

2013年10月

町田市都市づくり部建築開発審査課

# 『町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正（案）』

## パブリックコメント（意見公募）の実施概要

この条例は、土砂等の不法投棄を防止し、災害の原因とならないように、適正に手続きされた安全な土砂等の埋立て等を許可することで、生活環境の悪化を防ぐ一役を担っています。

しかし、条例制定から20年以上経過しているため、社会環境の変化等に対応すべく、条例の基準などを見直し、改正を進めています。

この度、パブリックコメントを実施し、皆さまのご意見を募集しました。実施結果の概要は以下のとおりです。貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

### 1. 意見募集の期間

2013年7月11日（木）～2013年8月9日（金）

### 2. 意見の募集方法

○「広報まちだ7月1日号」に概要を掲載

○町田市ホームページに骨子（案）等資料を掲載

○都市政策課（市役所8階）、建築開発審査課（市役所8階）、市政情報課（市役所1階）、市民相談室（市役所1階）、各市民センター、木曾山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、生涯学習センター、男女平等推進センター（町田市民フォーラム3階）での資料配布

### 3. 寄せられたご意見

1名の方から2件のご意見をいただきました。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約し、掲載しています。

ご意見の概要と市の考え方は、次のとおりです。

ご意見の概要	市の考え方
土砂等とは何を意味するのか明確にすべきである。	本条例で既に定義されております。なお、今回の改正では変更いたしません。
国や地方公共団体が行う土砂等の埋立て等を条例の適用除外するのであれば、検証する予算措置を取るべきである。	国や地方公共団体が行う土砂等の埋立て等は、関係法令等に従い適正に処理していますので、それを検証するための予算措置は必要ないと考えます。